

公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」Q&A

米子市総務部調査課

Q1 これまでのアイデア募集とは、どこが違うのですか。

A1 これまでのアイデア募集と「いっしょにやらいや」の違いは、提案者が市と一緒に事業を実施する（提案者が事業実施者となる）ことが想定されている点です。このため、事業を実施する意思及び能力がない方は、提案することができません。

Q2 提案すれば、必ず事業化されますか。

A2 市は、提案された事業に、公益性（市民のためになる）や公平性（特定の人に利益が偏らない）などを認める場合に事業として採用します。このため、提案すれば必ず事業として採用されるわけではありません。（※次の「対話」を参照のこと。）

Q3 「対話窓口」の「対話」とはどんな意味ですか。

A3 「対話」とは、提案者と市とが、互いに相談・協力しながら事業を創造するプロセスのことです。つまり、公益性、公平性などの観点から、そのままでは採用できないものであっても、提案者と市とが知識・ノウハウを持ち寄り、課題を解決しながら事業化を目指すというものです。

Q4 事業実施者の選定は、公募によらないのですか。

A4 「対話」を通じて事業化したものであっても、他の事業者の参加機会を阻害すべきではないと判断したものや価格競争が求められるものは、公募による事業者選定を行います。しかし、この場合、「対話」を通じて貴重な知識・ノウハウなどを提供いただいた提案者には、選定の際にインセンティブ（※）を付与します。

※（一例として）公募型プロポーザルによる選定の場合は、評点に10%を限度とした加点を予定しています。なお、事業の内容や性質上、インセンティブを付与できないこともあります。

Q5 個人での提案は、できますか。

A5 個人での提案はできません。（ただし、個人事業主は可能です。）

Q6 「特定課題提案」とはなんですか。

A6 「特定課題提案」とは、市があらかじめ特定の事業・課題等を示して具体性のある提案を募集するもので、提案に当初から高い完成度、独創性、実現可能性、コスト的優位性などを求めるものです。

「特定課題提案」では、提案を受けた後、事業者（優先交渉権者）の審査・選定、決定をした上で、事業者との必要な協議を経て提案事業を実施することとなります。